福井市空き家診断支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 空き家の流通促進を図ることを目的に実施する空き家診断支援 事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福井市補 助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」とい う。)及び福井県空き家対策支援事業補助金交付要領に定めるものの ほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
  - (1) 空き家 福井市空き家情報バンク制度要綱第2条第1号に掲げる ものをいう。
  - (2) 所有者等 福井市空き家情報バンク制度要綱第2条第2号に掲げる者をいう。
  - (3) 空き家情報バンク 福井市空き家情報バンク制度要綱第2条第3 号に掲げるものをいう。
  - (4) 空き家診断 既存住宅状況調査技術者講習登録規程(平成29年 国土交通省告示第81号。以下「登録規程」という。) 第2条第4 項に規定する既存住宅状況調査(以下「既存住宅状況調査」とい う。) であって、既存住宅状況調査方法基準(平成29年国土交通 省告示第82号) に則して実施されるものをいう。
  - (5) 空き家診断士 登録規程第2条第5項に規定される既存住宅状況 調査技術者であって、建築士法第23条の登録を受けた福井市内の 建築士事務所に所属する者をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象者(以下「補助対象者」という。)は、次 のいずれかに該当する者とする。
- (1) 次のすべてに該当する空き家の所有者等
  - ア 第10条に規定する完了実績報告書の提出までに空き家情報バンクに登録する空き家の所有者等
  - イ 補助金交付後2年以上空き家情報バンクの登録を継続する空き 家の所有者等
  - ウ個人又は非営利組織である者
- (2) 空き家情報バンクに登録されている空き家の購入希望者で、空き家 所有者に空き家診断の実施について承諾を得ている個人又は非営利組 織である者
- 2 前項に掲げる補助対象者は、次のいずれにも該当しない者であることとする。
- (1) 補助金の交付の対象となる経費において、国又は地方公共団体による他の補助金を受けている者
- (2) 市町村税の滞納のある者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- (4) 前各号に掲げる者のほか市長が不適当と認める者
- 3 前2項の規定に適合する者が2名以上いる場合は、その中で代表と なる者1名を対象者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、空き家診断士が行う空き家診断とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する費用とする。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額の最小の 額とする。
  - (1) 補助対象経費の3分の2に相当する額(1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額)
  - (2) 35,000円
- 2 補助金の交付は、一の住宅につき1回とする。

(交付申請)

- 第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助対象事業に係る契約等の前に、福井市空き家診断支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表1に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (交付決定)
- 第8条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、福井市空き家診断支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。 (着手、変更、取下げ)
- 第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、交付決定通知があった日から3月以内に補助対象事業に係る契約等を締結するものとし、当該通知日の属する年度の3月31日までに、当該事業を完了しなければならない。
- 2 補助金の交付の決定を受けた者は、補助内容及び補助金の額に変更 (軽微な変更を除く。)が生ずる場合は、変更に係る契約等の前に、 市長に福井市空き家診断支援事業補助金交付変更申請書(様式第3号)

を提出しなければならない。

- 3 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合に準用する。
- 4 補助金の交付の決定を受けた者は、交付申請を取り下げる場合は、 市長に福井市空き家診断支援事業補助金交付申請取下げ届(様式第4 号)を届け出なければならない。

(実績報告)

- 第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、規則第11条の規定により、当該通知日の属する年度の3月31日までに、福井市空き家診断支援事業完了実績報告書(様式第5号)に別表2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。(補助金の額の確定)
- 第11条 市長は、前条の規定による完了実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、福井市空き家診断支援事業補助金額確定通知書(様式第6号)により、当該実績報告を提出した者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、福井市空き家診断支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

- 第13条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれ かに該当するときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部 を取り消すことができる。
- (1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第 3 条 の 要 件 を 満 た さ な く な っ た と き 。 た だ し 、 第 3 条 第 1 項 第 1

号イにおいては、第10条に規定する完了実績報告書の提出後に売買または賃貸借契約の成立により空き家情報バンクの登録を取り消す場合を除く。

- (3) 交付決定通知があった日から3月以内に契約等を締結しないとき。
- (4) 完了実績報告書を第10条に規定する日までに提出しないとき。
- (5) 補助金の交付の決定を受けた者又は補助対象事業について、市長がこの要綱の目的に反することがあると認めたとき。
- (6) 取下げ届を受理したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合には、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(個人情報の利用目的)

第14条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、 本事業の目的を達成するために必要な限度において、国および県に提供することができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(失効)

第2条 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、 同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおそ の効力を有する。 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2 条の改正規定は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2 条の改正規定は、令和6年3月31日から施行する。

## 別表1 (第7条関係)申請書に添付する関係書類

- (1) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (2) 図面(付近見取図、平面図)
- (3) 住宅の登記事項全部証明書
- (4) 申請者の市町村税の納税証明書(非課税の者は非課税証明書)
- (5) 空き家診断の実施について空き家所有者に承諾を得た書面 (購入希望者のみ)
- (6) その他市長が必要と認める書類

## 別表2(第10条関係)完了実績報告書に添付する関係書類

- (1) 既存住宅状況調査報告書の写し
- (2) 劣化事象等を記入した図面等

- (3) 外観及び劣化事象等を写した写真
- (4) 補助対象事業に係る契約書等の写し
- (5) 領収書の写し
- (6) 診断を実施した既存住宅状況調査技術者の登録証の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類